

◎新潟県告示第915号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成24年7月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏名	名称	所在地	指定年月日
青木 藤一（あん摩・マッサージ）	株式会社 フレアス ふれあい在宅マッサージ 上越	上越市土橋1021-4日 新城北ビル1階	平成24年5月22日
望月 弘明（柔道整復）	望月接骨院	上越市東本町4-3-3	平成24年5月10日
望月 弘明（柔道整復）	望月接骨院 関山分院	妙高市関山2030-1	平成24年5月10日
大川 勲（柔道整復）	くるみ園接骨院	上越市大字東中島2487	平成24年5月10日
荒海 雄治（あん摩・マッサージ）	らいふマッサージ治療院 新発田店	新発田市舟入町1-6 -16-101	平成24年5月25日
高山 大祐（柔道整復）	高山ひまわり整骨院	加茂市殻町4-5	平成24年4月1日